

「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」に関する取組状況について

1. 事故救済制度に関する専門部会

事故救済制度について審議を行った。

(1) 概要

開催日時：令和3年7月20日（火）19：00～20：00

開催場所：市役所1号館8階福祉局大会議室

出席委員：窪田部会長、熊谷、古和、手嶋、名倉、前田、水上 各委員

議事：・部会長の互選

- ・事故救済制度の実施状況について
- ・事故救済制度の方向性について
- ・給付金支給の判定について
- ・事故発生から支給までの流れについて
- ・事故救済制度委託事業者の選定について
- ・今後のスケジュール（予定）

議事概要

- 推進委員会規則に基づき、部会長に窪田委員を互選。
- 事故救済制度の実施状況について報告。
- 事故救済制度の方向性等について審議を行い、下記の通り合意した。

①事故救済制度の方向性について

【ア】給付金と賠償責任保険の2階建て方式

- ・引き続き給付金と賠償責任保険の2階建て方式とする。

【イ】支給項目・支給額

- ・支給項目、支給額とも現制度と同じとする。
- ・他の障害への対応については、引き続き今後の課題。

【ウ】保険料額等

- ・価格競争により事業者を決定することで適正な保険料で契約するとともに、支給実績を踏まえた保険料減額の仕組みを盛り込む。

【エ】運用

- ・神戸モデルについて、様々な機会を捉え、広い世代に対して広報啓発するとともに、賠償責任保険の加入について、診断後の案内資料を分かりやすくするなどの工夫を行う。

【オ】GPS安心かけつけサービス

- ・引き続きGPSによる行方不明時の早期発見とガードマンによるかけつけサービスを実施する。
- ・GPSの利点を分かりやすく説明するなど、利用が増えるよう広報啓発を行う。

- ・対象者の拡大（見守りが必要な方）、GPS端末以外へのメニュー多様化については引き続き検討する。

【カ】コールセンター

- ・引き続き24時間365日対応とする。

②給付金支給の判定について

- ・事故救済制度に関する給付金判定部会を概ね月に1度、開催し、申請のあった案件について判定を行う（委員名及び部会非公開）。

③事故発生から支給までの流れについて

- ・給付金は、委託事業者で事故を受付、事故調査を行った後、神戸市が給付金判定部会での判定に基づき、支給する。
- ・賠償責任保険は、委託事業者で事故を受付、事故調査を行った後、委託事業者が保険金を支給する。

④事故救済制度委託事業者の選定について

- ・一般公募による見積合わせで選定（3年間の運用を想定）。
※申し込みのあった者（参加資格を満たした者）のうち、最も安価な価格で見積った者を委託事業者として選定する。
※価格のみで事業者を選定するため、選定のための事故救済制度に関する専門部会は開催しない（参加資格の確認も事務局で行う）。

2. 認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会

事故救済制度の方向性等について報告を行い、認知症の人にやさしいまちづくり条例について審議を行った。

(1) 令和3年度第2回概要

開催日時：令和3年8月25日（水）14：00～15：30

開催場所：市役所1号館14階大会議室

出席委員：前田委員長代理、置塩、窪田、熊谷、幸寺、古和、橋本、松原、宮軒
山本 各委員

議事：・認知症神戸モデルの実施状況について

- ・認知症事故救済制度について（専門部会の報告と意見交換）
- ・神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例について
- ・意見交換
- ・今後のスケジュール（予定）

議事概要

○認知症神戸モデルの実施状況、事故救済制度に関する専門部会について報告。

○神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例の認知症神戸モデル関連条文について報告。

＜事故救済制度＞条例第8条

- ・引き続き、見舞金（給付金）制度と賠償責任保険制度の2階建て方式による事故救済制度を実施する。

＜診断助成制度＞条例第10条

- ・引き続き、認知機能検診と認知機能精密検査の2段階方式による診断助成制度を実施する。

＜財政上の措置＞条例第9条、第14条

- ・認知症神戸モデル（事故救済制度、診断助成制度）の財源は、平成31年度から平成33年度までの特例期間を設けて、超過課税を活用している。
- ・特例期間について改正する必要がある。

（参考）次期認知症神戸モデルの事業費（概算）

※令和4～6年度の事業として想定

（単位：千円）

	R 4	R 5	R 6	計
事故救済制度	102,425	107,413	112,593	322,431
診断助成制度	186,900	186,900	184,658	558,458
計	289,325	294,313	297,251	880,889

○主な意見

- ・事業者の選定において、参加資格の設定が大きな影響を与える可能性もあるので、よく検討して頂きたい。
- ・今回の事故救済制度の事業者の更新により、価格競争が起きるだろう。もう少し安い保険料が出てくれば、他都市にも広がるのではないかと。
- ・事故救済制度のアンケート結果で「不安が和らぎ、安心して外出できるようになった」というのが4割なのは、非常に機能していると評価できる。
- ・本人の意思が大事ではあるが、診断された方が賠償責任保険にそのまま加入できるようなことも検討するべきではないかと。
- ・認知症の診断において、今後、より進んだ検査が出てくる場合があり、検査費用が増える可能性があることも想定しておく必要がある。
- ・認知症神戸モデルは画期的な取り組みである。委員としても、どのように啓発していけばよいか考えていきたい。
- ・市民に認知症神戸モデルの運営状況を理解してもらう必要がある。
- ・外国人の介護職に特化した認知症研修も必要ではないかと思う。
- ・地域拠点型一般介護予防事業に従事しているスタッフ向けの研修を実施してほしい。

3. 今後のスケジュールについて（予定）

○令和3年度

11月議会 ・超過課税等に関する条例改正案を上程
 ・事故救済制度関連予算計上

12月～1月 事故救済制度運用支援事業者の公募・選定

○令和4年度

4月 次期神戸モデルスタート

※委員会及び専門部会は必要に応じて随時開催

【参考】推進委員会委員名簿（50音順、敬称略）

岡本	勝利	神戸市自治会連絡協議会会長
置塩	隆	神戸市医師会会長
北	徹	神戸市医療監
窪田	充見	神戸大学大学院法学研究科教授
熊谷	光子	認知症の人と家族の会兵庫県支部代表
幸寺	覚	兵庫県弁護士会弁護士
古和	久朋	神戸大学大学院保健学研究科教授
出上	俊一	神戸市老人福祉施設連盟理事長
西	昂	神戸市民間病院協会会長
橋本	好昭	民生委員児童委員協議会理事長
前田	潔	神戸市認知症対策監
松岡	健	神戸新聞社論説委員
松原	一郎	神戸市社会福祉協議会市民福祉大学学長
宮軒	將	兵庫県精神科病院協会副会長
山本	孝子	神戸市婦人団体協議会会長